

燕市住民税均等割のみ課税世帯に対する 臨時特別給付金のご案内

- 住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、申請手続きが必要です。(申請期限：令和6年4月30日消印有効)
- DV（ドメスティック・バイオレンス）等で避難中でも受給できる場合があります。詳しくは市役所にお問い合わせください。

給付金の支給時期

- 2月下旬から順次支給予定です。
- 申請書を正式に受け付けた日から
4週間後頃に支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり100,000円

支給対象と申請の手続き方法

支給対象となる世帯

令和5年度「**住民税均等割のみ課税者**」または「**住民税均等割のみ課税者および住民税非課税者**」で構成されている世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外です。

対象になる可能性が
ある世帯には、
お手紙が届きます

申請書を提出（郵送可）

返送期限：令和6年4月30日（金）※消印有効

※令和5年12月1日時点で、燕市に住民登録のある方が対象です。

※申請書の様式は、市役所窓口(1階24・25番)で受取または市のホームページからダウンロードできます。

詳しくは裏面へ



給付金の支給手続き等

本給付金について

- 受給には**申請が必要**です。
- 令和5年12月1日時点で住民登録のある市町村で申請します。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類等）と一緒に、燕市役所の窓口
直接または郵送でご提出ください。

住民税均等割のみ課税のかたとは

- 住民税は『均等割』と『所得割』で構成されています。
- 前年に一定の所得があるかた全員に一律に負担していただくのが『均等割』で、前年の所得金額などに応じて負担していただくのが『所得割』です。
- 本給付金における『住民税均等割のみ課税』とは、『均等割』が課税で、『所得割』が非課税のかたです。

※住民税は、その年の1月1日現在において居住する住所地で課税されます。

住民税均等割のみ課税世帯かどうかご不明な方

下記方法により、「令和5年度 課税証明書（所得証明書等交付申請書のうち、世帯証明書）」を発行し、確認してください。お電話での問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

- 窓口での証明書発行：市役所市民課（1階2番窓口）、税務課（2階5番窓口）、燕・分水サービスコーナー（同一世帯員の本人確認書類と手数料が必要となります）
- コンビニ交付サービス：マイナンバーカードが必要です



住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

燕市 健康福祉部 社会福祉課 援護係

 0256-77-8173

受付時間 8:30~17:15（土・日・祝日を除く）